

●問い合わせ

ごみの収集について
ごみの焼却・処分について
パイプラインに関して
リサイクルに関して

環境サービス課 ☎22-2155
環境施設課 ☎32-5391
環境施設課 ☎32-5380
環境管理課 ☎38-2051

緑ゆたかな美しいまちづくり 条例の全部改正について

—環境適合型社会の形成を目指して—

条例改正の背景

本市は、昭和四十八年に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定し、緑豊かな清潔で住みよいまちづくりに取り組んできました。しかし、今日の環境問題は、近年の社会経済活動の進展による、自動車公害問題、廃棄物の増大、身近な自然環境の減少などの地域の問題だけでなく、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題にまで拡大しております。このままでは、将来取り返しのつかないことになります。

[緑ゆたかな美しいまちづくり条例の構成]

前文
第1章 総則
 第1節 通則(第1条-第6条)
 第2節 環境計画の推進(第7条-第10条)
第2章 環境適合型社会の形成
 第1節 市、事業者及び市民の参画と協働(第11条-第13条)
 第2節 環境への負荷の低減(第14条-第18条)
 第3節 環境教育及び環境学習の推進(第19条)
 第4節 地球環境保全への貢献(第20条)
第3章 公害の防止
 第1節 公害対策の推進(第21条・第22条)
 第2節 自動車公害対策の推進(第23条-第25条)
第4章 自然環境の保全
 第1節 自然環境の保全(第26条-第28条)
 第2節 野生生物保護地区(第29条・第30条)
第5章 快適な地域環境の推進
 第1節 緑のまちづくり(第31条-第37条)
 第2節 清潔なまちづくり(第38条-第46条)
 第3節 住みよいまちづくり(第47条-第51条)
第6章 環境審議会及び紛争調停委員(第52条・第53条)
第7章 補則(第54条-第57条)
第8章 罰則(第58条-第60条)

◆責務について

市民が協力して、環境に悪い影響を及ぼすことが少なく将来にわたって、定めています。

◆資源について

市、事業者、市民の役割について定めています。

自然と人間との共生を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現

市、事業者、市民の協働

自然環境を保全に関する施策の策定などについて、事業者や市民の参画の機会の確保

環境教育や環境学習の推進

水資源の循環的な利用、廃棄物の減量化

資源化の推進、水と緑をいかした

◆市長の付属機関について

再生資源、再生製品、環境にやさしい商品の普及・啓発

◆快適なまちづくり

環境の保全に関する重要事項などに

環境の保全に関する施策の策定などについて調査審議するため環境審議会の設置。また、この条例に規定する事項についての紛争を調停するための紛争調停委員を置くことを定めています。

自然環境を保全するための活動の支援

緑のまちづくり、生活騒音の防止や愛がん動物の適正な管理による住みよい

まちづくりについて定めています。

◆基本理念について

健全で恵み豊かな環境の保全について取り組む上で、常に念頭に置くべき基本的な考え方を定めています。

◆公害の防止について

健全で恵み豊かな環境を確保し、

◆市民の役割

この改正条例の概要についてお知らせします。

◆公害の防止について

この改正条例の概要についてお知らせします。

◆市長の付属機関について

この改正条例の概要についてお知らせします。

◆快適なまちづくり

この改正条例の概要についてお知らせします。



抜けようリサイクルの輪

牛乳パック・ニカド電池の回収

牛乳パックは良質のパルプで作られており、回収後1リットルのパック10枚でトレイペーパー2個ができます。また、ニカド電池はニッケルとカドミウムという稀少金属として再利用できます。

そこで、本市では、牛乳パックについては、平成3年9月から、ニカド電池は平成4年3月から回収箱を設置して再利用を図っています。

牛乳パックについては、水洗いして切り開き、よく乾かしてからお持ちください。ニカド電池については、電池のみの回収ですから、取り外してご持参ください。

芦屋浜・南芦屋浜地域のごみの出し方

芦屋浜・南芦屋浜地区の燃えるごみは、パイプライン施設で収集します。台所のごみ、紙くず類、草木類、プラスチック類など燃えるごみは、無理なく投入口に入る形状にしてご利用してください。

ダンボール箱などは、できるだけ使用してください。

け小さく切り、詰まる恐れない大きさにしてください。書籍雑誌類は束ねずに投入し、ごみは、カバンに入れてください。ただし、カン・ビン・ラップ(グラス)などは、投入しないでください。



ごみの不法投棄はやめましょう



●割れたガラスなどは容器に入れるなど、わかるように



●みんなで協力し、ごみステーションを美しくしましょう

マナーを守って住みよい街に

収集時間は、必ず守ってください

※燃えるごみ・大型ごみは、午前8時30分まで
※燃えないごみは、お昼の12時30分まで

問い合わせは
環境サービス課へ
(☎22155)



●ごみステーションに車を止めないで
(収集できない場合があります)

低公害車導入助成制度

本市では、環境にやさしい低公害車の普及に取り組んでいます。低公害車を導入される市内の事業者の方に、導入費用の一部を助成します。

◆助成の対象 天然ガス自動車(小型貨物自動車)

小型充填器

◆対象者 市内に事務所・事業所を有する個人又は法人

◆助成額 天然ガス自動車の購入又はリース料の4分の3
小型充填器は2分の1
(※限度額がありますので環境管理課までご相談ください。)

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	2.98	10.00

2 騒音・振動・臭気			
単位: dB			
区 分	焼却炉運転中	焼却炉休止中	基準値
境界内	境界外	境界内	境界外
測定日	H11.3.10~3.11	13.25~3.26	—
昼間 8時~19時	30	28	29
夜間 19時~翌8時	27	24	26
		23	55

3 大気環境調査			
区 分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層
測定日	—	H11.3.9~3.10	(一日平均環境基準)
浮遊粒子状物質	g/m³	0.034	0.011
硫黄酸化物	ppm	0.004	0.004
窒素酸化物	ppm	0.048	0.052
塩化水素	ppm	0.025	0.017

4 排出ガスの排出濃度			
区 分	単位	1号炉	2号炉
測定日	—	H10.9.16	H11.1.11
ばいじん	g/Nm³	0.0023	0.007
硫黄酸化物	ppm	0.02	0.19
窒素酸化物	ppm	31	43
塩化水素	ppm	16	24
		18	20
		25ppm以下	

(基準値より高い数値は、暗騒音が高いことによる。) ※夜間暗騒音

芦屋市環境処理センターの運転状況結果(平成10年4月~平成11年3月の運転状況および各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。)

区 分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値
測定日	—	H11.3.9~3.10	(一日平均環境基準)	
浮遊粒子状物質	g/m³	0.034	0.011	0.100
硫黄酸化物	ppm	0.004	0.004	0.040
窒素酸化物	ppm	0.048	0.052	0.040~0.060
塩化水素	ppm	0.025	0.017	—

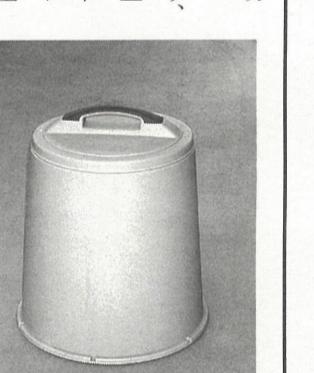
区 分	単位	1号炉	2号炉	基準値
測定日	—	H10.9.16	H11.1.11	—
ばいじん	g/Nm³	0.0023	0.007	0.0055
硫黄酸化物	ppm	0.02	0.19	20ppm以下
窒素酸化物	ppm	31	43	60ppm以下
塩化水素	ppm	16	24	25ppm以下

区 分	1号炉	2号炉	規制値
測定日	H10.9.9	H10.7.3	—
ダイオキシン類	0.19	0.30	0.50以下

区 分	焼却灰	バグ灰	規制値
測定日	H10.5.15	—	なし
ダイオキシン類	0.0022	0.19	—

区 分	環境処理センター内	東浜公園	規制値
測定日	H10.12.22	—	—
ダイオキシン類	0.74	0.33	1.000

台所から出る生ごみ類には、水分が八割ほど含まれています。これを土と一緒にすることにより、水分子は土に吸収され、生ごみ類は土中のバクテリアの働きで堆肥化されるのが、生ごみ堆肥化容器「コンボスト」です。ごみの減量化にも役立つ生ごみ堆肥化容器を購入される場合に助成します。



容器(五百五十㍑以下)を設置し、管理できる市民で、堆肥を自宅で使用できる方。

▼助成額 一基あたり四千円を限度。一基まで助成。

▼申請方法 ①申請書を環境管理課へ提出して下さい。

②申請書は指定販売店にあります。

③「交付通知書」を添えて指定販売店で購入してください。

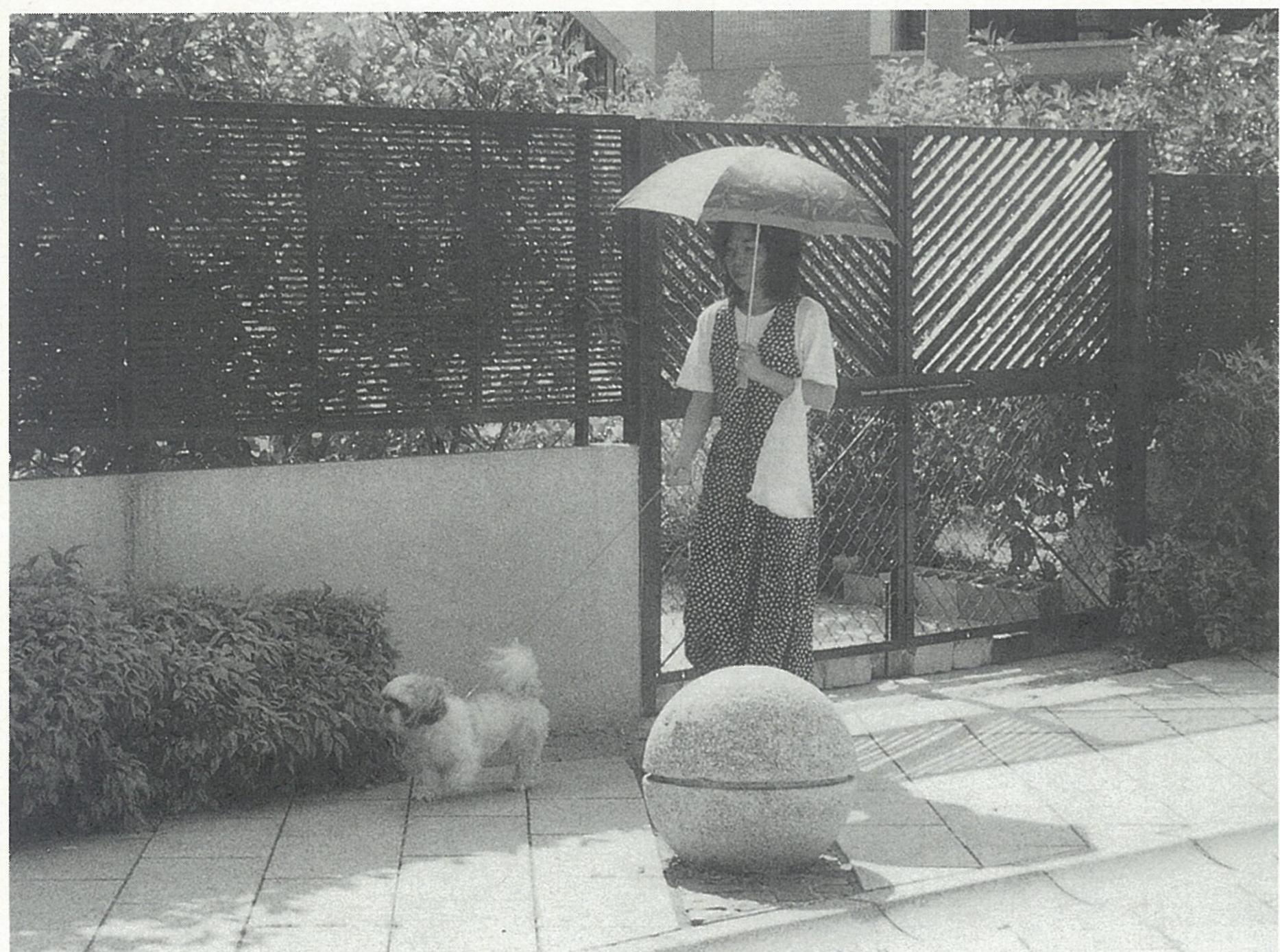
④後日指定販売店から配達します。

毎年四月一日から翌年一月末日まで。

▽虫と共生する気持ちが必要です。

年二回、虫が発生しやすくなりますが、虫と共生する防虫剤もありますが、虫と共生する虫たを開けた時、少ししますが、ほんんど気になります。

年二回、虫が発生しやすくなりますが、虫と共生する虫たを開けた時、少ししますが、ほんんど気になります。



ペットは正しく飼っていますか?

犬や猫の好きな人は多いですが、
犬や猫のふんが好きな人はいません。

ペットのふんが草花の肥料になると
思っている飼い主がいるようですが、
どんでもありません!

ペットのふん・尿は、人間にとつて
も、草花にとつても『百害あって一利
なし』といわれています。

砂場にペットを入れないで

犬やねこのふんには人間にも感染す
る回虫の卵があることがあります。

砂場は、子供の遊び場です。犬や猫
のトイレではありません。
犬や猫を絶対に砂場には入れないで
ください。

ペットのふんは必ず持ちかえりましょう

では、ペットのふんはどうすればよ
いのでしょうか?

ペットのふんは、トイレットペーパ
ー等水に溶ける紙(普通のティッシュ
ペーパーは、水に溶けないので使用し
ないでください)で包み、ご家庭のト
イレに流してください。

ペットのふんは肥料になる?

マナーを守った飼い方を

犬の引き取り

- 日時 毎週月・金曜日 午前十時～十一時まで(ただし、祝日は除きます)
- 場所 兵庫県動物愛護センター
(尼崎市西昆陽四丁目1-1)
- 電話番号 06-6432-4599

悲惨な子犬や子ねこをつくらないで!

- 費用 生後九十一日以上の犬は、一頭につき千七百円。生後九十日以下の一頭は、十頭まで千七百円。
- 持参するもの ①犬鑑札②注射済票

ねこの引き取り

- 日時 每月第三水曜日午前九時三十
分～十時(ただし、九月、十一月は、
次のとおり変更します)
- 場所 市役所南館玄関横
- 費用 生後九十一日以上の一匹増す毎に五百円加算

大型犬

子犬・子ねこ	一匹	六千円
中型犬	一匹	五千円
小型犬	一匹	四千円
成ねこ	一匹	四千円

費用

- 大型犬 一匹 六千円
- 中型犬 一匹 五千円
- 小型犬 一匹 四千円
- 成ねこ 一匹 四千円

問い合わせ

- 環境管理課 06-6432-4599

愛がん動物の引き取り

- 手続き 生活環境部環境管理課へ申込をしてください。手続き後、市から獣医さんへの依頼書をお渡ししますので、ペットを所定の動物病院へ連れて行ってください。

犬・ねこの引き取り制度

- 県や市では、犬やねこの引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなつた動物は、絶対に捨てずに、この制度を利用して下さい。
- 費用 生後九十一日以上の一匹増す毎に五百円加算
- 場所 市役所南館玄関横
- 費用 生後九十一日以上の一匹増す毎に五百円加算

ねこの引き取り

- 日時 每月第三水曜日午前九時三十
分～十時(ただし、九月、十一月は、
次のとおり変更します)
- 場所 市役所南館玄関横
- 費用 生後九十一日以上の一匹増す毎に五百円加算

問い合わせ

- 環境管理課 06-6432-4599

愛がん動物の引き取り

- 手続き 生活環境部環境管理課へ申込をしてください。手続き後、市から獣医さんへの依頼書をお渡ししますので、ペットを所定の動物病院へ連れて行ってください。

「わがまちクリーン作戦」を実施

芦屋市自治環境協議会(環境衛生協会・自治会連合会)では、ごみのない快適なまちづくりを目指して「第27回わがまちクリーン作戦」を実施します。

ぜひ、ご家族連れで「まちをきれいにする運動」にご参加ください。

各自の自治会へ

軍手、ゴミ袋など清掃に必要な用具は用意します。作業ができる服装で、なるべく帽子をかぶって参加してください。

問い合わせ

芦屋市環境衛生協会事務局
(環境管理課) 06-6432-4599



阪神神戸線武庫之荘駅北口から尼崎市バス「宮の北団地行き」乗車、「西昆陽バス停」下車、徒歩5分
尼崎市西昆陽4丁目1-1 ☎06-6432-4599